

最近の食の安全・安心に関する事例について

【食品表示法の施行について】

1 これまでの食品表示について

食品一般の表示制度としては、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3法*がありました。

| | |
|-------|------------------------------|
| 食品衛生法 | 食品の安全性の確保のために、公衆衛生上必要な情報 |
| JAS法 | 消費者の選択に資するための品質に関する情報 |
| 健康増進法 | 国民の健康の増進を図るための栄養成分及び熱量に関する情報 |



<問題点>

- ◆消費者にとって、表示の意味やルールが複雑で、わかりにくい。
- ◆事業者にとって、原材料の納品から製品の販売までの全工程において、複数の法令規定があるため、遵守コストが高くなっている。
- ◆行政側では、法令等の広範囲な知識が必要となり、表示規制を行うための社会的コストが高くなっている。

2 食品表示法の制定について

- 国（内閣府消費者庁）は、平成23年9月から平成24年8月にかけて「食品表示一元化検討会」を開催し、食品表示に関する一元的な法律の制定に向けて検討を行ってきました。
- 国は、上記検討会からの報告書を受け、平成25年6月、「食品表示法」を制定し、本法は、平成27年4月1日より施行されています。
- 食品表示法第4条に基づく「食品表示基準」（内閣府令第10号）が平成27年3月20日に公布され、これまでの58の食品基準が、1つの基準に統合されました。

（基準の概要）

- ① 食品の分類を、「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」の3つに区分して、それぞれの分類ごとに、食品関連事業者等が表示すべき事項を規定している。
- ② 表示すべき事項としては、従前どおり、名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地、内容量等が規定されている。

旧制度からの主な変更点

- ① 加工食品と生鮮食品の区分の統一
 - ・農産物の簡易な加工品については、現行の食品衛生法では、表示対象としていなかったが、今後は、「加工食品」として、表示を要すること。例) ドライマンゴー
- ② 製造所固有記号の使用に係るルールの改善
 - ・原則として、同一製品を2以上の工場で製造する場合に限り利用可能。
- ③ アレルギー表示に係るルールの改善
 - ・現行は、一般的に、「卵」や「小麦」などアレルギーを含む食品（「特定原材料」という。）を原材料としていることが予測できる食品（例：マヨネーズやパン）は、アレルギーとして、特定原材料である「卵」や「小麦」を含む旨の表記が省略可能であったが、今後は、当該アレルギーの表記が必要となる。
【義務（特定原材料）】えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生（7品目）
- ④ 栄養成分表示の義務化
 - ・原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示が義務付けされた。
【義務】エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量で表示）
- ⑤ 栄養強調表示に係るルールの改善
 - ・熱量や脂質等が低減された旨、又は食物繊維等が強化された旨を表示する場合は、基準値以上の絶対差に加え、新たに25%以上の相対差が必要となった。
 - ・食品への糖類及びナトリウム塩を無添加と強調表示する場合は、それぞれ、一定の条件が満たされる場合のみ行うことができることとなった。
- ⑥ 栄養機能食品に係るルールの変更
 - ・栄養成分の機能が表示できるものとして、新たに、「ビタミンK」、「カリウム」及び「n-3系脂肪酸」が追加された。
 - ・鶏卵以外の生鮮食品にも、栄養機能食品の基準が適用されることとなった。
- ⑦ 原材料名表示等に係るルールの変更
 - ・これまで、原材料と使用した添加物の併記が認められていたが、今後は、原材料と添加物を区分して、それぞれ重量の割合の高いものから順に表示することとされた。
- ⑧ 添加物の表示に係るルールの改善
 - ・一般消費者向けの添加物には、新たに、「内容量」と「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示することとされた。
 - ・業務用の添加物には、新たに、「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示することとされた。

(猶予期間)

- ◆生鮮食品：1年6か月（平成28年9月30日まで）
- ◆加工食品及び添加物：5年（平成32年3月31日まで）

機能性表示食品制度の創設

- ① 国の成長戦略第3弾として開始された健康食品関連の規制改革の一つである。
- ② 未成年、妊産婦及び授乳婦を除く、疾病に罹患していない者に対して、機能性関与成分によって、健康の維持及び増進に資する特定の保健目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて、食品の容器包装に表示することができることとされた。
- ③ 事業者は、国が示したガイドライン及び表示基準に基づき、販売日の60日前までに消費者庁に必要書類を届出し、消費者庁が書類審査のみを行って、届出を受理された場合、この旨を表示できる。

(5月22日現在の届出状況：26商品)

特定保健用食品(トクホ)とは異なり、国が安全性と機能性の審査を行わず、事業者自らの責任において、科学的根拠を基に表示するとされていることから、その安全性や健康食品詐欺等の問題が発生しやすくなるのが問題視されている。

消費者の信頼が
1番大事だね!

